

平成28年度施政方針

本日ここに、平成28年城里町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を頂き有難うございます。

今定例会は、平成28年度の当初予算をはじめ重要議案の審議をお願いするにあたり、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

平成26年9月、町民から寄せられた公平・的確な町政運営の実現に向けて「住民の声を反映した町づくり」を掲げ、私が第3代城里町長に就任してから、早1年が過ぎました。

前年度には、合併10周年の節目を迎えたことから、町の根幹となる総合計画を含め様々な計画を策定してきたところです。

今回策定した新しい総合計画では、基本構想で第1次基本計画のビジョンである「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を継承し、平成37年度の目標人口を18,500人としました。

この目標人口を達成するために、「城里町人口ビジョン」と「城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

人口ビジョンによりますと、15歳～29歳の若年層の人口流出が顕著で全体としても転出超過が続いており、常住人口調査の結果では、平成17年1月1日当時の人口23,148人から、本年1月1日現在の人口で、19,863人と、3,285人（約3千人強）減少しています。

こうしたことから、新年度におきましては、人口減少・少子化対策に特に力を入れて取り組んでまいります。

そのための施策の柱として、次の4点に力を入れて取り組みます。

第1に、働く場所をつくります。そのために企業誘致を進めます。その成果の第1段として、茨城県埋蔵文化財センターの北方小学校跡地への移転が決定しています。

第2に、住みよい環境をつくります。そのために町民が集い憩うこと

のできる公園の整備や各種の子育て支援、高齢者の健康支援の充実などを進めます。

第3に、城里町に住んでいただく場所を用意します。そのために子育て世帯のため、住宅に関する各種施策の充実を行い、移住定住の強化促進に取り組みます。

第4に、城里町に住み続けたいと思う心を育てます。そのために町の歴史、文化、自然の素晴らしさを伝えていく取り組みを進めます。

以上、平成28年度のスタートにあたり、私の町政運営にあたっての思いを申し上げましたが、これらに基づき、町政運営の柱となる主な施策について総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第1は、「安心・安全な生活基盤のあるまちの実現」であります。

(道路・交通体系の整備)

道路の整備については、住民生活の利便性向上と通行の安全確保を図るため、積極的に取り組んでまいります。

特に、国道123号バイパスについては、一部開通しましたが、早期に全線開通できるよう努めるとともに、各県道や幹線町道等主要路線については、本町の一体性を意識しつつ、県と連携しながら整備推進を図ってまいります。

また、身近な生活道路についても、舗装や排水施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に取り組むとともに、通学路の危険箇所を改善し、児童生徒の安全を図ってまいります。

さらに、老朽化した橋梁の長寿命化対策や、防災・減災に向けた橋梁の耐震補強など、継続して道路交通ネットワークの安全性・信頼性の確保に努めてまいります。

次に、交通対策については、交通手段を持たない町民の日常生活を支える路線バスやデマンド交通「ふれあいタクシー」の利便性を確保するため、公共交通関係事業者と連携し路線の維持を図るとともに、町内の公共交通ネットワークの整備を一体的に進めるため、地域公共交通網形

成計画の策定をしてまいります。

今後も、これら公共交通機関の利用状況を注視しつつ、町民ニーズに対応できる公共交通サービスの確保に努めるとともに、利便性の向上・利用の促進に向けた施策の実施に努めてまいります。

（上・下水道の整備）

水道事業については、安全で安心な水の安定供給を図るため、引き続き老朽化した水道施設等の更新事業を実施してまいります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、緊急時に対応するため連絡管の整備を進めるとともに、昨今の多様な事故や災害に対処するため危機対応の強化を図ってまいります。

水道事業業務については、良質なサービスの提供のため、引き続き一部を民間委託して「上下水道お客様センター」を運営するとともに、さらに健全で効率的な事業運営化を図りながら、新公営企業会計制度のもと、経営の健全化、安定化にも取り組んでまいります。

次に、公共下水道の整備については、下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、公共下水道事業については、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として整備を進めており、平成27年度末までに333ヘクタールが供用開始されております。

本年度においても、引き続き計画区域面積356.5ヘクタールの整備を進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、平成6年度から整備を進めており、平成27年度末までに254ヘクタールが供用開始されました。本年度も御前山並びに高根地区を含めた計画区域面積293ヘクタールの整備を進めてまいります。

公共下水道については、事業計画区域の未整備地区解消と水洗化促進の強化、接続率向上に努めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めてまいりました農業集落排水事業については、施設管理の向上に努め、効率的な稼動と、維持管理費の節減に努めてまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より茨城県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業と併せ、本年度も設置促進に努めてまいります。

(公園・緑地の整備と緑化の推進)

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

特に、本町の中心地域に十分な広さを備える公園整備を進めるべく、現在、候補地の選定を行ってまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信分野については、町内全域で光ファイバーによる高速情報通信の利用が可能となっており、住民生活や経済・産業活動に必要なものとなっております。

今後は、これら情報基盤を有効に活用するために、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

(景観の形成)

緑に包まれた美しい自然環境・自然資源を積極的に保全するとともに、里山に抱かれた集落景観など、緑の景観形成を推進してまいります。

(住宅地・住宅の整備)

本町は水戸市・ひたちなか市のベッドタウンとして最適の位置に立地していることから、良好な居住環境の形成誘導を図ってまいります。

若い世代、子育て世代のファミリー層が快適に生活できるよう住環境の整備として桂・七会地区の町営住宅に子育て世代が町外から入居者した場合に補助金を交付し入居促進を図ってまいります。

また、政策空家の整理など環境の改善を進めてまいります。

(消防・救急体制の強化と防災の推進)

救急体制については、救急初動体制の向上を図るべく水戸市消防本部に常備消防業務を事務委託しています。年々増加する救急出動や高度化する救急要請についても、ドクターヘリの運航などにより、迅速な対応と高度な救命処置による救命率向上を目指しながら町民の安全・安心を確保してまいります。

消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所との連携を図りながら、消防団の消防自動車の更新や防火貯水槽・機械器具置場の新設・修繕整備を計画的に進めてまいります。

また、消防団の強化を図るための規律教養訓練、林野火災防ぎょ訓練等を実施し、消防団員の士気向上と相互融和に努める一方、消防団員の減少による消防団機能の低下については、一般団員入団資格の緩和及び女性消防団員の確保により、対策を講じてまいります。

防災対策については、安心・安全なまちづくりを目指して災害対策の強化を図ってまいります。引き続き、県内外の自治体や民間施設と積極的に防災協定を締結するとともに、実効性のある支援協定に向けて、災害時対応を想定した訓練の実施等も含め検討を進めてまいります。

原子力災害への対応にあたっては、東海第二原発から半径30キロ圏内の原子力災害対策重点地区となっていることから、県策定の避難計画の内容に合わせた広域的な避難行動計画を策定してまいります。

また、自主防災組織においても「自助・共助・公助」の理念のもと、地域の組織が主体的に実施する普及啓発活動や防災訓練を支援し、関係機関と一体となって研修会や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めてまいります。

なお、震災によって被災した大規模半壊以下の住宅については、補修資金を金融機関等から借り入れた場合に、利子の一部を補給する制度を継続していきながら、復旧・復興の支援を継続してまいります。

(防犯・交通安全対策の推進)

交通事故や防犯対策については、事件事故等の未然防止に向けて、交通安全協会や防犯連絡員、警察等関係機関と連携し、キャンペーンや交通安全教室、夜間パトロールなどの啓発活動や立哨活動を展開してまい

ります。

さらに、交通事故防止のための交通安全対策施設の整備をはじめ、高齢者への安全指導の強化や運転免許自主返納の推進、防犯対策として前年度LED化した防犯灯の適切な維持管理を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

第2は、「健やかに暮らせるまちの実現」であります。

(地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます多様化が進み、福祉施策の更なる充実が求められております。

地域における高齢者や障害（児）者をはじめ、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身が、お互いに支え助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな支援を実現していくためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を支援するために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、在宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害（児）者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の町民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

(子育て支援の充実)

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次世代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、少子化に歯止めをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、国は日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が制定され、幼

児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。本町では、「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援を実施してまいります。

母子保健事業については、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、母親同士の交流や仲間づくりなど、子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してまいります。

保育事業については、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を目的とし、民間保育所において、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、延長保育事業及び病児保育事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、保育所・認定子ども園・幼稚園5歳児の保育料無料化、次世代育成支援事業を実施してまいります。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施してまいります。

さらに、育児不安や児童虐待、いじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童問題に対応するために、民生委員・児童委員、教育委員会、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

また、高等学校に公共交通を利用して通学する生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部について城里町高等学校通学費助成金を交付してまいります。

さらに、町立の小中学校の児童生徒の給食費についても負担軽減を図ってまいります。

(高齢者福祉の充実)

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実や、質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスを活用して、高齢者一人ひとりが、自らの意思により自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供

に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、シルバー人材センター事業、高年者クラブ活動、介護予防事業、生涯学習活動等の支援に努めてまいります。

(障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、相互に人格と個性を尊重しながら地域の一員として共生するまちづくりが重要であります。

国の基本方針に即し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制に関し、障害者福祉計画（第4期計画）に沿って、障害者施策の再構築や各種サービスを進めながら、障害者相談支援の充実に努め、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

また、本年度も、新たな障害者支援施設の誘致に向け検討を行ってまいります。

(保健・医療の充実)

保健事業については、集団健康診査やがん検診体制の充実に努めるとともに、町民一人ひとりの健康に関する意識を高めながら、生活習慣の改善など自らが取り組む健康づくりを支援してまいります。

具体的には、子宮頸がん・乳がんの検診無料クーポン事業を引き続き実施してまいります。

生活習慣病予防対策については、特定健診の受診勧奨に努め、特定保健指導対象者を的確に把握し、保健師、管理栄養士等が早期に介入することにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

さらに、特定保健指導対象者以外に対しても、積極的に生活習慣病発症及び重症化予防に努めてまいります。

また、医療については、安心して受診できる医療施設の充実と近隣二次救急医療機関、地域医療支援病院との連携を促進してまいります。

(社会保障制度の充実)

国民健康保険については、国保運営の都道府県単位化を含め、社会保障制度改革による大きな転換期を迎えているところです。保険税の適正な賦課や収納率の向上、特定健康診査の推進などレセプトデータを活用した医療費の適正化に取り組むとともに、制度改正の動向や財政見通しを踏まえ、運営の安定化に向け努力してまいります。

後期高齢者医療制度については、今後とも、高齢者が安心して医療を受けられるよう、茨城県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、対応を図ってまいります。

国民年金については、制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、相談業務の充実と受給権の適正な取得に努めます。

医療福祉事業については、県事業に加えて、町単独事業である特例小児・児童医療福祉費支給制度による助成を継続して行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

介護保険については、制度の周知を図るとともに、高齢者が個人の尊厳を保ちながら生きがいを持ち、必要な支援を受けながら地域で暮らせる地域づくりを進めてまいります。

第3は、「活力とにぎわいのあるまちの実現」であります。

(農林業の振興)

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大や農業所得の減少及びT P Pの今後の影響など、非常に厳しい状況です。

このような中で、「人・農地プラン」の作成をはじめ新規就農者の確保に向けた青年就農給付金事業や経営所得安定対策など、さらに6次産業化の推進等に積極的な取り組みが求められております。

本町においては、青年就農給付金を活用した新規就農者の確保を図りながら、耕作放棄地の再生利用など農地集積による大型農業の導入や、経営所得安定対策を積極的に推進し、安定した水田農業の確立を目指すため「人・農地プラン」の定期的な見直しに取り組んでまいります。

さらに、担い手への農地利用の集積・集約化を促進させるため、農業

委員会や、県に設立された農地中間管理機構と連携しながら農地の有効活用及び農業経営の効率化を図ってまいります。

また、本町の農産物や加工品等のブランド化を進めるとともに、内外にその情報を積極的に発信し地域の活力を高めてまいります。

特に、本年度は、ふるさと納税制度の更なる充実を図り、本町の地場産品、特産品等をタイアップさせ、地域の活性化を図る取り組みを考えてまいります。

次に、生産条件の不利な地域への中山間地域等直接支払制度を引き続き継続し、また、農村環境保全を目的として行われている多面的機能支払交付金事業も、農地維持支払、資源向上支払事業を継続することにより、地域と一体となって美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等の直売施設についても、生産者と共に県内外の利用者との交流事業を推進し地場産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き早期の完成を図るべく国、県等関係機関に働きかけてまいります。

震災やそれに伴う原発事故の影響については、未だ原発事故の収束には至っていないことから、今後も農産物等の安心・安全確保のため簡易測定器による放射能測定を実施してまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、価格も上昇に転じており規模の拡大が図れるよう資質の優れた素牛の導入を目的とし繁殖牛導入基金を拡充して、関係機関と一体となって推進してまいります。

次に、イノシシなど有害鳥獣による農作物被害については、原発事故の影響でイノシシ肉から基準値を超える濃度の放射性物質が検出されていることや、狩猟者の減少等により駆除が進まず、年々増加しております。

これらの対策として、狩猟免許保持者の増員を図るため、新規狩猟免

許や猟銃を取得するための助成や他の獣類等の狩猟期間中に町民へ箱わなの貸出を行うなど、有害鳥獣による被害防止に積極的に対応してまいります。

次に、林業の振興については、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐などの適切な管理が行われず、荒廃した森林が増えており、森林の持つ水源かん養や山地災害防止、地球温暖化の防止などの公益的機能の低下が危惧されております。

このため、茨城県森林湖沼環境税を活用して、森林所有者の負担をかける事無く間伐や森林整備を実施することにより森林のもつ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓発を図るとともに、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

(商工業の振興)

商工業を取り巻く環境は、消費者動向の変化、経営者の高齢化と後継者不足、さらに消費税の増税など、なお一層厳しさを増しております。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会と協力しながら、イベントの開催や観光事業の活用と連携を図ります。

また、プレミアム商品券の発行や、住宅リフォーム補助を実施するなど、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業の資金需要に的確に対応するため、中小企業事業資金融資制度等を積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

次に、工業の振興については、企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況ではありますが、地域に貢献できる企業や団体を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、本町の活性化を図るためにも積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

(観光・レクリエーションの振興)

豊かな自然を生かしたレクリエーション施設「ふれあいの里」は、本町の観光の核として重要な位置付けとなっております。

利用客は増加傾向にあることから、引き続き指定管理者による円滑な運営ができるよう各施設の特色を活かした各種イベント・体験教室等を実施してまいります。また、老朽化したキャビンの修繕や増設を進めながら、リピーター等の確保を図るとともに、健康増進施設「ホロルの湯」との提携を通じ、更なる集客力アップにつなげてまいります。

さらに、「茨城県観光物産協会」や「いばらき県央地域観光協議会」と連携して、広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指してまいります。

近年の健康志向等により本町最高峰の鶏足山や、関東の嵐山と称される御前山への登山者が増えていることから、このような地域資源を活用してイベントを開催するなど、誘客の促進を図ってまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適正な管理運営により多様化する利用者ニーズに応え、グランドゴルフコース等の整備をしながらおもてなしの心でお迎えし、安らぎや楽しさを感じていただけるようなサービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行ってまいります。

さらに、町内居住者に対する割引利用券の発行等を実施し、町民の健康増進や憩いの場として利用促進を図るとともに、ホームページや情報誌等によりPRに努め、積極的に町内外の誘客を図ってまいります。

次に、観光協会において開催する各種イベント等の後援や協賛をしていくとともに、町内外のイベントに参加して、城里ブランドマスコットキャラクター「ホロル」や、しろさとPR部長を活用し、本町の観光PRを行うとともに、会員・町・商工会・JA等との連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と誘客を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

(新たな産業の誘致・育成)

環境保全技術や情報化産業など新しい分野の産業をにらみながら、既存の地域資源や産業、全町に敷設された光ファイバー網などを活かし、本町の豊かな自然環境や居住環境に適合した優良企業や団体等の誘致を図ります。

また、観光産業や地域の特産品を生かした新たな産業展開や、若者の

雇用の場、高齢者のいきがい対策と連携した仕事づくりなど、地域密着型の産業振興に取り組んでいきます。

(消費者保護の推進)

消費生活相談は年々増加しており、複雑多岐にわたっていることから、引き続き消費者相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、消費者トラブルを未然に防止するための啓発活動を積極的に推進してまいります。

(住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築)

町外からの移住の促進を図るために、生活の基盤となる住宅や雇用の場の充実を図るとともに、移住者支援制度の創出、本町の魅力についての情報発信など、様々な取り組みを行います。

また、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、地域おこし協力隊員を採用し活動のPRに努め、地域の活性化を図るとともに、移住交流の促進に努めてまいります。

第4は、「人と文化を育む人間性豊かなまちの実現」であります。

(ともに社会を生き抜く力を身につける教育)

幼児教育については、生きる力や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担う時期であることから、遊びを通して、人や自然にかかわり、自立と協同の基礎を培う幼児教育を推進してまいります。

(安心して学べる教育環境の整備)

新たに策定した「城里町の教育に関する大綱」及び本町の教育全般についてのビジョンである「城里町教育振興基本計画」を基本に、本町教育の更なる振興を図ってまいります。

また、本年度は小学校、中学校の義務教育9年間について活用できる教材「城里学ぶっく」の作成に取り組み、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成に努めてまいります。

学校教育については、各学校において主体性を発揮し、創意工夫を生

かした特色ある教育活動を展開するとともに、望ましい集団活動を通じた個性の磨き合いから、個性を生かす教育の充実、学校・家庭・地域社会の連携・協力から魅力ある開かれた学校をつくり、一人ひとりが輝く活力ある学校づくりを目指してまいります。

また、老朽化に伴う桂中学校屋内運動場の建設に着手し、より安全な教育環境の整備を図ってまいります。

学校給食については、地元産の食材の利用に努めるとともに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育を推進してまいります。

(生涯にわたって学べる環境の整備)

町民一人ひとりが心豊かに健康で、いきいきと人生を過ごすため、生涯にわたって、主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習の充実を図るため、学校、家庭、地域、社会教育団体及び民間団体等との幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みづくりに努めてまいります。

そのためにも、本年度は各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに、各地域住民の交流を促進してまいります。

また、学習機会や各種講習会など、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実努めてまいります。

さらに、地域における自主的な活動の推進を図るため、各地区の集会施設、生涯学習施設及び各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

コミュニティセンター城里については、図書室と桂図書館が連携を図るためのシステムを整備し、図書資料を相互に利用できるように努めてまいります。

桂図書館については、各小学校及び社会教育施設等との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実努めてまいります。

郷土資料については、郷土の歴史、民俗資料が収集してあるため、こ

これらの整理に努めるとともに将来展示ができるよう努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中での体験活動等団体行動を経験することにより、心身共に調和のある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子どもの安全確保に努めてまいります。

(郷土の文化の継承と文化財の保護)

町民の一体性を確保し、町民一人ひとりが町に誇りと愛情を持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域の連携と交流を進め、自然・歴史・伝統・文化に触れるとともに、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、各施設において事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、各種の行事、展示をとおし、町民が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等については、町内には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品等の有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として文化財の保護、活用を図るとともに、情報パンフレットやインターネットなどの各種媒体による情報を発信するとともに、適切な保存と継承に努めてまいります。

さらに、新たな文化財の指定も積極的に行ってまいります。

これらの施策について展開を図るとともに、教育委員会外部評価委員会を通じて事務事業の透明性・客観性を確保しつつ、教育行政のより一層の充実に努めてまいります。

第5は、「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現」であります。

（自然環境の保全）

豊かな自然環境や美しい景観等の地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

（循環型社会の形成）

環境問題については、ごみの収集量の推移や傾向を検証し、再利用、再資源化と併せてごみ減量化の事業推進を図ってまいります。

本年度は、本町の未来の環境を守るため、循環型社会を構築することを目標とした「一般廃棄物処理基本計画」の中間目標年度にあたることから、計画の進捗状況を把握し、ごみの適正な分別・収集やリサイクル化に努めてまいります。

さらに、環境センター・衛生センターの老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行い、より効率的な運営と維持管理に努めてまいります。

特に、環境センターについては、建設から30年が経過し老朽化が進んでいるため、改良による長寿命化または、新築の選択について検討を行い方向性を示してまいります。

また、産業廃棄物の処理については、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている現状で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情であります。これらに対しては、県委嘱の不法投棄監視員による監視強化と併せ警察関係機関と連携して、不適切処理行為の防止に取り組んでまいります。

（低炭素社会の形成）

本町の地域資源でもあるかけがえのない自然環境を次世代に継承するため、地球温暖化対策や、新エネルギーの活用に取り組みます。また、防犯灯にLED照明を導入するなど省エネルギー化に取り組むことで、二酸化炭素排出量削減等による環境負荷の少ないまちづくりの普及推進に取り組んでまいります。

第6は、「思いやりのある自治のまちの実現」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、町民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、各種施策への住民参画を促進し、薄れがちである地域コミュニティの醸成や自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、町政懇談会を継続して開催するなど広聴事業の充実を図り、町民の声を反映させてまいります。

(多様な交流の推進)

交通手段や通信手段の発達に伴い、さまざまな交流活動が活発に行われています。多様な交流を推進することは、郷土を再認識させ、地域の文化、教育、産業などの振興につながることから、地域内交流や他地域との交流、世代間交流を積極的に推進してまいります。

また、前年度の災害時相互支援協定の締結を機に、姉妹都市協定の締結に向けて、江戸川区との更なる交流推進に取り組みます。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域等において、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関と連携し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、「第2次城里町

男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進協議会をはじめ各関係団体と連携を図りながら、引き続き推進してまいります。

(行財政運営の合理化・効率化)

行財政運営については、第2次城里町総合計画を着実に実行していくためにも、城里町行財政改革大綱を策定し、これまで取り組んできた行財政改革をさらに推進してまいります。地方分権による権限移譲事務の増加等により、職員の定員管理などに難しい面がありますが、今後とも適正な定員管理や人事管理を進め、人事評価制度により職員の資質の向上を図ってまいります。

財政運営については、しっかりとした財政基盤を築き住民サービスの向上に対処するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」や地方行革新指針で示された「新公会計制度改革等」に則り、更なる財政の健全化に向けて取り組むとともに、現行制度に聖域を設けず抜本的な見直しを進めてまいります。

また、将来の負担が極力軽減されるよう過疎債や合併特例債等の交付税措置のある有利な起債の活用や各種基金からの繰入金を効果的に活用するなど、より一層創意と工夫を推し進めてまいります。

自主財源である町税の確保については、人口の減少、少子高齢化等による税収の落ち込みにより、財源確保が厳しくなっております。そのため、より一層の徴収努力をするとともに、滞納者の財産調査等を積極的に行い税の公平性の確保に努めてまいります。

(広域行政の推進)

住民生活での様々な活動は、行政区域を越えて広域化が進んでいることから、近隣自治体と連携して広域行政課題に取り組んでまいります。

また、地方分権の進展に対応した行政体制の強化や新たな広域的対応のあり方について、これまで形成してきた広域行政の枠組みを十分生かしながら、検討を進めてまいります。

以上、平成28年度における主な施策の概要についてご説明申し上げます。

平成28年度一般会計予算について申し上げます。

平成28年度予算編成については、ふるさと応援寄附の増額を目指すなどの新たな財源確保に努めながら、全体的には健全な財政運営を堅持するため、選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分いたしました。

具体的には、少子化・人口減少対策の一環として子育て世代の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるための支援策や学校・教育関連の施設整備、地域の安心・安全を守るための自治会防犯灯のLED化、主要道路整備などに重点を置き、予算を編成いたしました。

平成28年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、97億500万円で前年度当初比0.8パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、加入者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加と、非自発的失業者の加入など低所得者の増大によって、厳しい財政状況が続いております。

平成30年度からは、都道府県が国保事業の財政運営主体となり、事業運営の中心的な役割を担うこととなりますが、保険者である町としては、医療費の適正化や国保税の収納率向上を図り、制度の安定的運営と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり29億7,148万6千円で前年度当初比1.5パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に内科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、へき地及び医療機関不足地域の医療機関として地域の保健医療を担っております。

経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信

頼される診療所を目指してまいります。

また、施設整備については、七会診療所の新築及び医療機器の整備により、医療提供体制の充実を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり4億8,998万4千円で前年度当初比95.5パーセントの増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億8,668万1千円で前年度当初比0.6パーセントの減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて策定した第6期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

予算編成については、第6期計画期間中の保険料基準額が第5期よりも大幅に増加することから、保険料の軽減を図るため、本年度も一般会計から6,500万円を、介護保険準備基金へ積立て保険料の軽減を図っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり19億869万1千円で、前年度当初比5.1パーセントの増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」という思いをかなえるため、地域包括支援センターを中心に介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、439万6千円で、

前年度当初比0.5パーセントの減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の節減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、9億8,905万円で前年度当初比9.7パーセントの減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は5地区が順調に稼動しております。処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、2億7,358万9千円で、前年度当初比8.2パーセントの減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、老朽化した水道施設等の更新事業をさらに実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの一層の向上に努めてまいります。

予算の総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、7億4,424万9千円で前年度当初比0.8パーセントの減となっております。

また、資本的収入の予定額は、918万6千円で、支出の予定額は6億3,098万1千円となっております。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、13億7,523万円で、前年度当初比11.7パーセントの減となっております。

予算の執行にあたりましては、経費削減に努めながら安全で安心なおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成28年度の本町予算総額は、179億410万7千円となっております。

終わりに、予算編成にあたりましては、歳入の根幹となる交付税の段階的縮減が前年度より開始されたことや町税収入の減などに加え、特別会計への繰出金や医療・福祉関係費用が年々増大していることを踏まえ、財政の健全化と本町の活性化に資する施策の総合的なバランスを考慮のうえ、町政の諸課題に対応するため真に必要とされる事業に重点を置き編成いたしました。

今後とも、施策の選択と集中、効率的、効果的な予算編成を基本とし、町民との対話、町民との協働を図りながら、「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。